



北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 2 年 1 月 2 9 日

北海道市町村職員退職手当組合
組合長 井 上 久 男

北海道市町村職員退職手当組合条例第 1 号

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和 5 7 年条例第 2 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項
第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例第 2 条第 2 項の規定
は、令和 2 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の
退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

< 新旧対照表 >

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和 5 7 年条例第 2 号）の一部を改正する条例

新	旧
第 1 条 略 （適用範囲） 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 1 8 日以上ある月が引き続いて 1 2 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第 4 条中 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分及び 2 5 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</u> 以下 略	第 1 条 略 （適用範囲） 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 1 8 日以上ある月が引き続いて 1 2 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第 4 条中 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分及び 2 5 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。 以下 略